

同時発表：近畿地方整備局

いのちとくらしをまもる  
防 災 減 災令和3年12月21日  
水管理・国土保全局 治水課  
水管理・国土保全局 下水道部

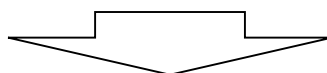
## 「流域治水」の本格的な実践に向けて 大和川水系大和川等を特定都市河川に指定します 指定にあわせて「大和川流域治水相談窓口」を開設します

～流域治水関連法の施行後、全国初となる指定～

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和3年12月24日に、大和川水系大和川等について、同法の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を行います。

また、指定にあわせて、市町村等による様々な流域治水に関する取組に対し、現地で技術的支援を実施する「流域治水相談窓口」を、令和3年12月23日に開設します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通省では、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）のうち、法第3条の規定に基づき、令和3年12月24日に、一級河川大和川水系大和川他18河川について、特定都市河川の指定を行いますのでお知らせします。
- 国土交通省では、このたびの大和川水系大和川等の指定を皮切りに、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。
- 今後、大和川水系大和川等では、法第6条の規定に基づく流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・遊水地・下水道等のハード整備の加速化に加え、公共・民間による雨水貯留浸透施設整備の促進、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策等を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- また、指定にあわせて、雨水の貯留施設、既設ため池の治水への利用、土地利用規制など、関係市町村等による様々な流域治水に関する取組に対し、現地で技術的支援を実施できるよう、流域内に立地する大和川河川事務所王寺出張所（奈良県）に「大和川流域治水相談窓口」を、令和3年12月23日に開設します。



- 「大和川流域治水相談窓口」の発足にあたって、「別紙3」の通り、開所式を執り行います。

(添付資料)

別紙1	「流域治水」の本格的な実践に向けた大和川水系大和川等の特定都市河川への指定
別紙2	大和川水系大和川等 今後の流れ
別紙3	「大和川流域治水相談窓口」開所式のご案内
参 考	流域治水関連法の活用(特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進)

問合せ先：

- 河川に関すること  
水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 池田 大介 (内線 35-582)  
流域水害対策係長 池内 寛明 (内線 35-684)  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455 FAX 03-5253-1604
- 下水道に関すること  
水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼 (内線 34-323)  
計画係長 奥村 誓悟 (内線 34-315)  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432 FAX 03-5253-1597
- 流域治水相談窓口・開所式に関すること  
近畿地方整備局 大和川河川事務所 副所長(技術) 林 政行 (内線 204)  
総括保全対策官 井上 貴嗣 (内線 308)  
代表 072-971-1381 直通 072-971-4087 FAX 072-973-3967